

平成 30 年度事業計画

事業計画策定にあたって

地域福祉を取り巻く環境は少子高齢化や核家族化による地域のコミュニケーションの希薄化など目まぐるしく変化するとともに、貧困の問題やひきこもり、災害時における要援護者支援の仕組みづくり等の早急に解決しなければならない課題が数多く生じております。

このような中、今年度は、平成 28 年 3 月に策定した「第 4 次地域福祉活動計画」の中間点となる 3 年目にあたることから、次の 5 つの重点目標を掲げ、本計画の着実な歩みを進めてまいります。

重点目標

1 福祉教育の推進

住民の皆様自らが問題を解決することのできる福祉力を高めるため、様々な研修や講演会を実施するなど、子どもから大人までを対象とした福祉教育の推進を図ってまいります。

2 地域包括ケアシステムの構築、地区社会福祉協議会活動等の推進と育成支援

地域包括ケアシステムの構築をより一層充実させるため、今年度から沼津市の生活支援コーディネーターを受託し、地域支援事業における生活支援体制整備の推進に取り組んでまいります。また、小地域ネットワークづくりや見守りネットワークの組織化・推進支援を図るため、自治会や地区社会福祉協議会等との連携をより強固なものにするとともに、住民による自主的な活動を支援するため、ボランティアセンターの運営強化に努めてまいります。さらに、成年後見制度への需要の増大に対応するため、新たに権利擁護センターを設置し、市民後見人の育成を図るとともに、法人後見の活動を積極的に進めてまいります。

3 公的福祉サービス、施設等の受託運営

地域住民に密着したサービスを提供するため、訪問介護サービス等の事業運営を行うとともに、沼津市から受託しております千本プラザ、サンウェルぬまづ等の管理運営を確実に実施してまいります。今後も介護保険制度や指定管理者制度等の諸制度に的確に対応しながら、地域包括支援センター等の介護保険事業や公的施設の受託運営に着実に取り組んでまいります。

4 災害時における支援活動の整備

近い将来、発生が予想されている大規模地震等の災害に対応して関係機関との連携を図るとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成や災害準備金の積立てなどを行います。また、災害時のボランティアセンターのあり方検討など、災害時の支援体制整備に努めてまいります。

5 社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備

今後も運営財源の確保と計画的な研修等による職員の資質向上に鋭意努めるとともに、関係機関・団体との協働体制をより強固なものとし、本会活動を推進できる体制づくり及び組織基盤の強化に努めてまいります。

本会といたしましては、これら5つの重点目標の実現に向け、沼津市をはじめ関係機関との連携を図り、住民の皆様や関係団体と協調する中で、一般事業計画に基づく様々な活動、事業を展開することにより、ノーマライゼーションの理念が行き届いた地域社会づくりを進め、「誰もが住み慣れたまちでいつまでも心豊かに暮らせる」まちづくりに務めてまいります。

一般事業計画

◇地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉推進事業の促進
- (2) 地区社協連絡協議会への支援と連携強化
- (3) 小地域ネットワーク活動の推進
- (4) 福祉教育実践校への支援
- (5) 当事者の組織化と自立支援
- (6) 福祉施設による地域福祉事業の育成
- (7) 福祉施設連絡協議会への支援と連携強化
- (8) 福祉施設見学研修会の開催
- (9) 広報PR活動の強化
- (10) 福祉情報センター機能の充実
- (11) チャリティーバザーの開催
- (12) 災害見舞金贈呈事業の実施
- (13) 無縁仏追悼会の実施
- (14) 生活支援体制整備事業の推進

◇ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアの養成と各種講座の開催
- (2) ボランティア活動団体への助成
- (3) ボランティア連絡協議会の育成・支援

◇福祉総合相談事業の推進

- (1) 結婚相談の実施
- (2) 健康・介護相談の実施
- (3) 福祉生活相談の実施
- (4) 相談員研修の充実
- (5) 相談機関連絡会の開催
- (6) 障がい者専門相談の実施

◇権利擁護事業の推進

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
- (2) 市民後見推進事業の実施
- (3) 法人後見の受任

◇共同募金運動の推進

- (1) 赤い羽根共同募金運動の推進
- (2) 歳末たすけあい運動の推進

◇低所得世帯の福祉対策

- (1) 緊急援護の実施
- (2) 生活福祉資金、くらしの資金等貸付事業の実施
- (3) 高額療養費支払資金貸付の実施

◇児童福祉対策

- (1) 障がい児居宅介護事業の実施
- (2) こども会等児童・青少年団体への援助
- (3) 児童遊園地の管理運営に対する助成

◇高齢者福祉対策

- (1) 老人居宅介護等事業の実施
- (2) 老人デイサービス事業の実施
- (3) 地域包括支援センターの受託経営

- (4) 高齢者介護予防拠点施設（いきいきホーム松下）の受託経営
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (6) 老人クラブ活動への援助
- (7) 在宅介護者への支援
- (8) 高齢者世帯等への車いす等の貸出
- (9) 市内の居場所づくり支援
- (10) シニア世代を中心とした介護予防サポーターの育成

◇障がい者福祉対策

- (1) 障がい福祉サービス事業の実施
- (2) スロープ付自動車の貸出利用の促進
- (3) 声の「ふれあいねっとわ〜く」の発行
- (4) 身体障がい者団体等の事業への援助・協力
- (5) 耳の日記念行事の推進

◇公益事業

- (1) 高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）の受託経営
- (2) ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）の受託経営

◇収益事業

- (1) 不動産貸付事業の実施
- (2) 介護保険外サービス事業